

第17条 一部開示

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

趣旨

- 1 本条は、開示請求に係る自己を本人とする保有個人情報の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより、当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認めるときは、当該保有個人情報の全体を非開示とするのではなく、非開示情報に係る部分を削除し、当該非開示情報に係る部分以外の部分について開示をすることを定めたものである。
- 2 「非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができ」とは、開示請求に係る保有個人情報から非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを区分し、かつ、非開示情報に係る部分を物理的に除くことが、当該保有個人情報の中の非開示情報に係る部分を記録した状態や一部開示のための複製物を作成するために必要な時間、経費等から判断して、容易である場合をいう。
- 3 「開示請求の趣旨が損なわれる」とは、開示請求に係る保有個人情報から非開示情報に係る部分を区分して除くと、開示される部分に記録されている情報が開示請求者の既知情報だけとなる場合や無意味な文字、数字等の羅列となる場合などをいう。
- 4 第2項は、開示請求に係る自己を本人とする保有個人情報に条例第16条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別できる情報に限る。）が含まれている場合に、当該情報のうち個人を識別させる部分を除くことによる部分開示について定めたものである。
- 5 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」とは、氏名、住所等の個人を識別させる部分を除くことにより、開示しても開示請求者以外の個人の正当な権利利益が害されるおそれがないと認められる場合をいう。

個人を識別させる要素を除去し、誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不相当であると認められる場合もある。例えば、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の著作物等、開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものも想定される。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害

するおそれのないものに限り、部分開示の規定を適用するものである。

6 「同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」とは、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合は、個人を識別させる部分を除いた部分は、第16条第2号の個人情報には含まれないものとみなして開示しなければならないとする趣旨である。

なお、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として非開示となる。

第17条の2 裁量的開示

第17条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報（第16条第1号、第9号、第10号及び第11号に該当する情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

趣旨

- 1 本条は、開示請求に係る自己を本人とする保有個人情報に、第16条各号（第1号、第9号、第10号及び第11号を除く。）に該当する非開示情報が含まれている場合であっても、個別具体的事情により、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、実施機関の高度の行政的な判断により、開示することができることを定めたものである。
- 2 第16条第1号、第9号及び第11号に該当する情報については、法令等によって開示が禁止されている又は禁止されていると解される情報であり、第10号に該当する情報については、個人の権利利益を保護するために非開示とすべき情報であるから、本条例による開示の余地がないものであり、裁量的開示の対象から除外する。

第17条の3 保有個人情報の存否に関する情報

第17条の3 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

趣旨

- 1 開示請求に対しては、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした上で、開示決定等をすべきであるが、本条は、その例外として、存否応答拒否ができる場合について定めたものである。
- 2 「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、例えば、探索的な請求の場合など、開示請求に対し、当該保有個人情報は存在するが非開示とするという回答又は当該保有個人情報は存在しないという回答をすることによって非開示情報の保護利益が害されることとなる場合をいう。

運用

- 1 本条により存否応答拒否をするときは、第14条第1項の開示をしない旨の決定を行うこととなり、必要にして十分な拒否理由の提示をする必要がある。
- 2 存否応答拒否をする必要がある個人情報については、当該保有個人情報が実際には存在しない場合であっても、不存在決定をするのではなく存否応答拒否をするものである。
- 3 本条は、開示請求に対する応答の例外規定であるから、本条の規定により存否応答拒否をする場合は、その妥当性を適切に判断する必要がある。そこで、存否応答拒否の適用に当たっては、生活文化局広報広聴部情報公開課に対し、事前に照会するとともに、本条を適用した場合は、東京都情報公開・個人情報保護審議会へ事後報告をすることとする。

関係規則・要綱

【東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

第3 自己の保有個人情報の開示事務

5 開示決定等の事務

(5) 協議等

ア 開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示しない旨の決定をし（開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）、又は開示請求を却下するに当たっては、局の個人情報保護制度主管課長及び情報公開課長並びに関係部課長に協議するものとする。ただし、別に定める定型的・簡便な事案の場合、局の個人情報保護制度主管課長及び情報公開課長への協議は不要とする。

ウ 開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を行った場合は、東京都情報公開・個人情報保護審議会にその旨を報告するものとする。

(7) 開示決定等の通知書の記入要領

キ 存否応答拒否をする場合の留意事項

開示請求に係る保有個人情報が存在しない場合には不存在を理由として非開示決定をし、存在する場合には存否応答拒否をしたのでは、存否応答拒否をする場合は当該保有個人情報が存在することを開示請求者に推測されることとなる。したがって、存否応答拒否をする場合は、開示請求の内容に十分注意し、実際の保有個人情報の有無を問わず存否応答拒否をする必要があることに留意する。

【東京都個人情報取扱事務要綱】

第3 報告事項

(存否応答拒否事案の報告)

- 4 条例第17条の3に基づき開示請求に対する存否応答を拒否する必要がある場合は、情報公開課に対し事前に照会するとともに、本条を適用し、非開示決定を行った旨を東京都情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、「東京都情報公開・個人情報保護審議会への報告について」（別記第6号様式）により報告する。

第17条の4 開示請求に係る事案の移送

第17条の4 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報¹が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等²をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等³をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

趣旨

1 本条は、他の実施機関への開示請求事案の移送について、その要件及び手続を定めるものである。

2 開示請求に係る保有個人情報¹が他の実施機関から提供されたものであるときなどは、当該実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、実施機関は、当該他の実施機関と協議の上、事案を移送することができることとした。

3 第1項の「他の実施機関において開示決定等²をすることにつき正当な理由があるとき」とは、本項で例示された「開示請求に係る保有個人情報¹が他の実施機関から提供されたものであるとき」のほか、開示請求に係る保有個人情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合である。

4 第2項の「移送前にした行為」には、第13条第3項の開示請求書の補正など本条例に基づき移送前にした行為を全て含む。

事案の移送によって、開示請求者に不利益とならないようにするため、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなされる。したがって、開示決定等の期限は、移送をした実施機関が開示請求があった日の翌日から起算することとなる。

5 第3項は、開示の実施は、移送を受けた実施機関の責任において行われるが、その開示の実施が円滑に行われるよう、移送をした実施機関の協力義務を明記したものである。（例えば、①移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供すること、②移送した実施機関で開示請求書の写しを作成・保管するとともに、開示請求書を提供すること、③事案を移送した旨の開示請求者に対する通知の写しの提供、④他の実施機関が請求に係る保有個人情報¹が記録されている公文書を保有していない場合には、その開示請求に係る保有個人情報¹が記録されている公文書の写しの提供又は原本の貸与、⑤原本を閲覧する方法による開示の実施のための保有個人情報¹が記録されている公文書の貸与又は場所（当該保有個人情報¹を保有している組織の事務所等）の提供等の協力が考えられる。）

運 用

- 1 開示請求事案の移送は、当該開示請求の趣旨等を個別に考慮し、慎重に行われるべきである。
- 2 開示決定等の期限については、当初の開示請求のあった時点から計算される。したがって、移送の協議は、開示請求を受けてから速やかに行われるべきである。
- 3 開示請求者との関係において、開示決定等を行うべき実施機関が何度も変わること（再移送）は、適当ではない。移送の協議の際には、移送を行うことが適当と考えられる実施機関が他にもあれば、これらの実施機関も交えて協議を行い、移送先を決定すべきである。

関係規則・要綱

【知事が保有する個人情報の保護等に関する規則】

（事案移送通知書）

第9条 知事は、条例第17条の4第1項又は第21条第1項の規定により事案を移送した場合は、事案移送通知書（開示請求・訂正請求）（別記第14号様式）により開示請求者又は訂正請求者に通知するものとする。

【東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱】

第3 自己の保有個人情報の開示事務

10 事案の移送事務

条例第17条の4第1項に該当すると判断した場合（当該保有個人情報が他の実施機関により作成されたものである場合等）は、次の手順にしたがって処理するものとする。ただし、実施機関内部における主務課の変更手続ではないので、事務処理上誤りがないよう注意すること。

ア 移送先実施機関との協議を経て、事案の移送を決定し、当該決定後、移送先実施機関に事案を移送する旨の通知文及び当該事案に係る保有個人情報開示請求書を送付する。

イ 情報公開課長に書面により事案を移送した旨を通知する。

ウ 開示請求者に対し、事案移送通知書（規則別記第14号様式）により事案を移送した旨を通知する。

エ 事案を移送した場合は、移送先実施機関との連絡を密にするとともに、開示請求に係る公文書の貸与その他の必要な協力を行うものとする。

オ 移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送先実施機関がしたものとみなされる。特に、開示決定等の期限は、開示請求者が、移送をした実施機関に開示請求をした日の翌日から進行することに留意する。